

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を記載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「運営管理業務の委託（企業型年金）」です。

第26講 「運営管理業務の委託（企業型年金）」

（確定拠出年金法第7条 ほか）

運営管理業務とは確定拠出年金の運営管理に関する業務のことです。

運営管理業務は、大きく「記録関連業務」と「運用関連業務」に分けられます。記録関連業務とは、加入者等の氏名や個人別管理資産等の記録・保存・通知、運用指図の取りまとめ及び資産管理資産等への通知、給付を受ける権利の裁定の業務のことです。運用関連業務とは、運用商品の選定、提示、情報提供の業務のことです。これらは、一般に運営管理機関が担うものとされていますが、これは、制度の実施主体（企業型年金では事業主、個人型年金では国民年金基金連合会）が、運営管理機関に運営管理業務を委託することによるものです。企業型年金の運営管理業務の委託に関する規定としては、確定拠出年金法第7条（運営管理業務の委託）があり、この他に確定拠出年金法施行令第7条（運営管理業務の委託）や法令解釈第10などがあります。まず、確定拠出年金法第7条をみてみましょう。

確定拠出年金法第7条（運営管理業務の委託）

第1項 事業主は、政令で定めるところにより、運営管理業務の全部又は一部を確定拠出年金運営管理機関に委託することができる。

第2項 確定拠出年金運営管理機関は、政令で定めるところにより、前項の規定により委託を受けた運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託することができる。

第3項 運営管理業務の全部又は一部を行う確定拠出年金運営管理機関が欠けることとなるときは、事業主は、当該全部若しくは一部の運営管理業務を自ら行い、又は当該運営管理業務を承継すべき確定拠出年金運営管理機関を定めて当該運営管理業務を委託しなければならない。

第4項 事業主は、第一項の規定により確定拠出年金運営管理機関に運営管理業務の全部又は一部を委託した場合（第二項の規定により再委託した場合を含む。）は、少なくとも五年ごとに、運営管理業務の実施に関する評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、確定拠出年金運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第5項 （略）

確定拠出年金法第7条は企業型年金の運営管理業務の委託に関する規定で、第1項には、事業主が運営管理業務の全部又は一部を運営管理機関に委託できることが定められています。

この規定には2つのポイントがあります。1つは、「委託できる」という定めであることです。これは、確定拠出年金法上は、制度の実施主体である事業主が運営管理業務を行うことを前提としつつ、その全部又は一部を委託することができる仕組みとしているということです。もう1つは、委託先は運営管理機関に限定されており、主務大臣（厚生労働大臣及び内閣総理大臣）の登録を受けるなどの要件を満たす法人でなければならないということです。

また、運営管理機関に委託する際は確定拠出年金法施行令第7条により、委託する業務は加入者等の全てを対象と

することや、運用指図の取りまとめ及び資産管理機関への通知、給付を受ける権利の裁定の業務は、一の運営管理機関に委託することなどの要件が定められています。ただし、複数の事業主が共同して行う場合には、事業主ごと要件を満たせば良いこととされています（確定拠出年金Q & A No. 10）。

第2項は再委託に関する規定で、運営管理機関は、第1項により委託を受けた運営管理業務の一部を他の運営管理機関に再委託することができます。

この規定にも2つのポイントがあります。1つは、再委託をすることができる運営管理機関は、事業主から委託を受けた運営管理機関に限定されることです。従って、運営管理機関から委託を受けた運営管理機関がさらに他の運営管理機関に委託する「再々委託」は認められません。もう1つは、再委託できる業務は、委託を受けた運営管理業務の一部であるということです。

なお、確定拠出年金法施行令第8条により、再委託の場合にも、前述の確定拠出年金法施行令第7条の要件等が適用されます。

第3項は、運営管理機関が欠けることとなる場合の規定で、この場合、事業主自らが運営管理業務を行うか、改めて運営管理機関を選定し、委託しなければなりません。つまり、運営管理業務を行う者がいない状況が発生させてはならないということです。

第4項は、運営管理業務の評価に関する努力義務規定で、事業主は、少なくとも5年ごとに運営管理業務の評価及び運営管理機関の委託に関する検討を行い、必要に応じて運営管理機関の変更その他の措置を講ずるように努めなければなりません。法令解釈第10では、具体的な評価項目や手法は企業規模や制度導入からの定着度等により異なるとしたうえで、少なくとも以下の事項については、運営管理機関から報告を受け評価を行い、報告内容や評価内容を加入者等に開示することが望ましいとされています。

- ① 提示された運用商品群の全て又は多くが1金融グループに属する商品提供機関又は運用会社のものであった場合、それがもたら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。
- ② 同種（同一投資対象、同一投資手法等）の他の運用商品と比較して、明らかに運用成績が劣る投資信託である場合に、それがもたら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。
- ③ 他の金融機関が提供する元本確保型商品と比較して、提示された利回りや安全性が明らかに低い元本確保型商品である場合に、それがもたら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。
- ④ 同種（同意投資対象、同一投資手法等）の他の運用商品と比較して、手数料や解約時の条件が良くない商品である場合に、それがもたら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。
- ⑤ 運用商品の手数料について、詳細が開示されていない場合、又は開示されているが加入者にとって一覧性が無いもしくは詳細な内容の閲覧が分かりにくくなっている場合に、なぜそのような内容になっているのか。
- ⑥ 運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合、それがもたら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。
- ⑦ 運営管理機関による運用商品のモニタリングの内容（運用商品や運用会社の評価基準を含む）、またはその報告があったか。
- ⑧ 加入者等への情報提供が分かりやすく行われているか（コールセンター、加入者ウェブの運営状況等）。

なお、法令解釈では、これ以外の項目も必要に応じて評価することが望ましいとされています。例えば、運営管理業務の運営体制、運営管理機関の信用及び財産の状況等を評価項目とすることや、運営管理業務に付随して投資教育などのサービスの提供を受けている場合には、当該サービスに関する点検項目についても評価することなどがあげられます（第42講参照）。

運営管理業務の委託に際しては、委託を受ける側である運営管理機関のみならず、委託する側である事業主にも、制度の運営主体として加入者等の利益を最大化すべく努力が求められる点には留意が必要です。

次回は、「運営管理業務・事務の委託（個人型年金）」です。

※記載内容は2024年1月1日現在の法令に基づくものです。